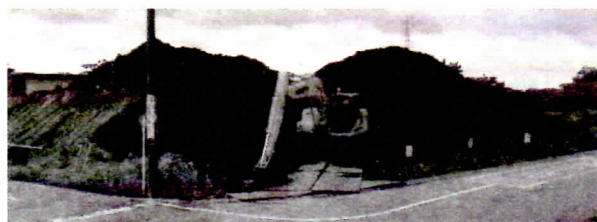


「土地を使わせて欲しい」という業者 にご注意ください！



今年の3月から岩槻区内で、法令に基づく手続きを行わず、大量の土砂を積み上げてしまうという事例が多発しています（6月末までに4カ所）。その多くは、業者が土地の所有者に対し別の用途で土地を使いたいと相談し、所有者が了承するとその日の夜から大量の土砂を搬入されています。一度入れられてしまうと撤去される可能性は極めて低く、最終的には所有者自身で撤去しなければなりません。

さいたま市ではこの業者に対し繰り返し指導を行っていますが、まずは土地の所有者が『NO』とはっきり意思表示をすることが何より大切です。

こんな土地が狙われています

- ・長年使われておらず、草が生い茂っている土地
- ・使われていない資材置き場（門扉がない）
- ・土地の所有者が遠方に住んでいる土地

自宅に訪問や電話をしてきます

- ・整地するので少しの間、重機置き場として使わせて欲しい。
- ・山になっている土を片付ける。草も刈る。
- ・（使われていない農地を）農地として使えるようにする。

被害にあわないために

- ・承諾書（契約書）にサインせず、口約束とならないようにはっきり断る。
- ・ご近所の土地で、遠方に住んでいる所有者の連絡先をご存じの方は、その方へも注意喚起をお願いします。
- ・怪しいと思ったら下の連絡先までご連絡ください。

※ 産業廃棄物指導課では、対策の1つとして立入禁止看板を作成しております。
ご希望の方は次ページの申請書を送付してください。

連絡先

さいたま市 産業廃棄物指導課 監視係
電話：048-829-1609
FAX：048-829-1933

令和 3 年 7 月 1 6 日

土砂の無許可たい積の防止対策について

令和 3 年 3 月末頃から、岩槻区内の空き地において、土地所有者の許可を得ずに土砂の無許可たい積を行う事案が多発しています。つきましては、下記のとおり、防止対策を講じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

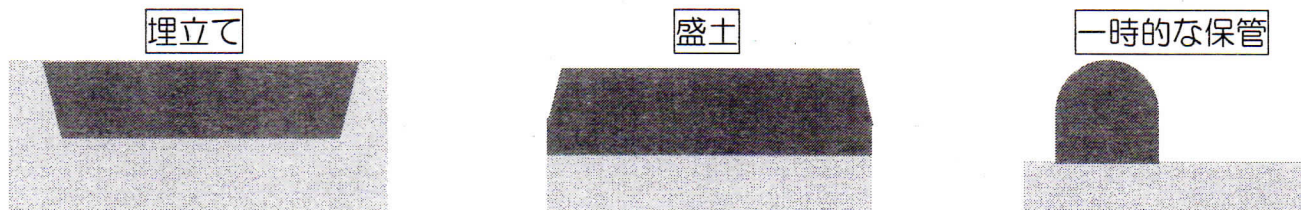
記

1 関係法令 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例

⇒ 埋立てや盛土を行う面積（土砂のたい積が一団の土地の区域において行われる場合は、それぞれの合計面積）が、500㎡以上になる土砂のたい積を行う場合は、さいたま市の許可が必要です。

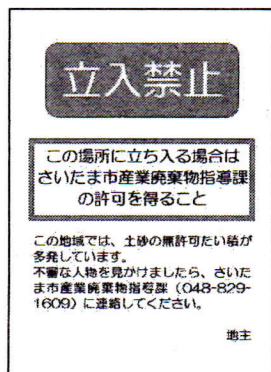
2 土砂のたい積の定義

埋立て、盛土や一時的な土砂の保管をすることをいう。



3 防止対策（立入禁止看板の設置）実施の流れ

- ① 看板設置希望者（土地の所有者）からさいたま市産業廃棄物指導課へ、メールまたは FAX（048-829-1933）で、立入禁止看板申請書を提出
- ② さいたま市産業廃棄物指導課から看板設置希望者へ、確認のための電話連絡
- ③ さいたま市産業廃棄物指導課が立入禁止看板（A4 サイズ）を看板設置希望者へ送付
- ④ 看板設置希望者（土地の所有者）が看板を設置
- ⑤ さいたま市産業廃棄物指導課によるパトロールを実施



看板イメージ

【担当】

さいたま市 産業廃棄物指導課 監視係
電話 048-829-1609（直通）

F A X (0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 3 3)

さいたま市産業廃棄物指導課あて

立入禁止看板申請書

土砂の無許可たい積の防止対策として、看板設置を行いたいので下記のとおり看板の送付を申請します。

記

- 1 設置場所
- 2 申請者名
- 3 申請者住所
- 4 連絡先
- 5 希望枚数

※ メールの場合、タイトルを「立入禁止看板設置協議について」とし、1から5の必要事項を記載して送付してください。

メールアドレス : sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

※ 看板を設置はあくまでも意思表示です。必ずしも設置により被害が防げるというものではありません。

※ 送付物はA4サイズ(パウチしたもの)となります。設置はご自身でお願いいたします。

【担当】

さいたま市 産業廃棄物指導課 監視係

電話 048-829-1609 (直通)